

座間市週休2日制確保工事実施要領

(趣旨)

第1条 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組みとして、座間市が発注する工事の現場において週休2日制の確保を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条

(1) 通期の週休2日

工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日又は現場休息日(以下「現場閉所日等」という。)を設けること。

(2) 月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で4週8休以上の現場閉所日等を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では4週8休以上に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所日等を設けている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

なお、現場閉所日等を原則として土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(3) 完全週休2日

月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日等に指定し、2日以上現場閉所日等を設けることをいう。ただし、受注者の責によらず土曜日及び日曜日に現場作業を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週内で土曜日及び日曜日に代わる曜日を現場閉所日等に指定することができる。

なお、1週間の定義は、「土曜日から金曜日まで」又は「月曜日から日曜日まで」を基本とするが、工事の実情に応じて、工事着手前に受発注者間で協議した上で1週間の定義を決定することができるものとする。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日等の日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(8日/28日)以上となる状態をいう。なお、現場閉所(現場休息)率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入、仮設工事等を開始した日

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日

(7) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業(現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等除く)を実施しない日をいう。

この場合において、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

(8) 現場休息日

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。なお、保安等の巡回パトロール等及び降雨・降雪等の予定外の現場休息日の扱いは、(7)と同様とする。

(9) 対象期間

工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から現場完成日までの、技術者及び技能労働者の従事期間をいう。ただし、次に掲げる期間については、対象期間から除くこととする。

ア 下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合

イ 年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間

ウ 現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらない現場作業等を発注者が認めた期間。この場合、その都度監督員と受注者で協議すること

(10) 休日率

現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めることができる。

(11) 交替制

工事現場で技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保することをいう。

(対象工事等)

第3条 週休2日制確保工事の対象となる工事は、次に掲げるものとする。

(1) 原則として、設計金額(税込み)300万円以上の工事を対象とし、発注者が、週休2日に取り組むことを指定する工事。特に緊急を要する災害復旧工事等は対象としない。

(2) 原則として、発注者指定型とし現場閉所による工事。

(3) 昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、交替制による工事とすることができる。

(4) 現場閉所による工事として発注した場合において、受注者が交替制による工事を希望するときは、現場着手日より前に受発注者間で協議した場合に限り、交替制による工事に変更することができる。

(工事の実施)

第4条 週休2日制確保工事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり実施する。

(1) 工事实施の内容

ア 受注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について発注者と情報共有することとする。この場合において、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したう

- えで「実施工程表」を作成する。
- イ 受注者は、毎週、当該週の前週の実績と当該週の計画を示した週間工程表を監督員に提出する。
- ウ 土木工事の場合、受注者は、当月分の「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙１）を翌月の５日までに監督員に提出する。
- エ 土木系工事の場合、受注者は、工事完成届の提出前に最終月の「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙１）及び対象期間全体の「現場閉所（現場休息）履行報告書」（別紙２）を作成し、監督員へ提出する。
- オ 建築工事・機械設備工事・電気設備工事の場合、受注者は、当月分の「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙１）を翌月の５日までに監督員へ提出する。
- カ 建築工事・機械設備工事・電気設備工事の場合、受注者は、原則として、工事完成届の提出前に最終月の「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙１）及び対象期間全体の「現場閉所（現場休息）履行報告書」（別紙２）を作成し、監督員へ提出する。
- キ 交替制工事の場合、受注者は、当月分の「休日確保実績報告書」（別紙３）を、翌月の５日までに監督員へ提出する。
- ク 交替制工事の場合、受注者は、原則として、工事完成届の提出前に最終月の「休日確保実績報告書」（別紙３）及び対象期間全体の「休日確保履行報告書」（別紙４）を作成し、監督員へ提出する。
- ケ 受注者は、公衆の見やすい場所に、週休２日制工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはＡ３サイズ以上とする。

＝＝＝記載内容の例＝＝＝

週休２日制に取り組む工事 この工事は、建設産業に労働環境を改善するため、 週休２日の確保に取り組む工事です。 発注者：座間市 ○ ○ 課 受注者：○○建設株式会社
--

（２）工事成績評定への反映

完全週休２日を達成した場合には、工事成績評定を１点加点する。

なお、月単位の週休２日が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、１点減点する。

（その他）

第５条 「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙１）、「現場閉所（現場休息）履行報告書」（別紙２）、「休日確保実績報告書」（別紙３）、「休日確保履行報告書」（別紙４）及び週間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認した上で、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告する工事について適用する。なお、令和6年3月以降に公告した工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領による発注者指定型の適用をすることができる。

附則

この要領は、令和6年9月1日以降に公告する工事に適用する。

附則

この要領は、令和7年7月1日以降に公告する工事に適用する。

附則

この要領は、令和8年7月1日以降に公告する工事に適用する。